

機密性 2

広島高裁総第 785 号

(庶ろー03)

令和4年12月21日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

広島高等裁判所長官 笠井之彦

調停運営協議会の協議結果の要旨について

(7月19日付け家二第695号に対する報告)

標記の協議会の協議結果の要旨は、別添のとおりです。

## 令和 4 年度調停運営協議会協議結果要旨

### 第 1 民事関係問題

#### 1 協議問題 1 について

「調停委員に求められる技能について」

- ・ 紛争内容のみならず、当事者の個性を的確に見極める能力が必要である。さらに、引き際（不成立のタイミング）を適切に捉える能力や給付条項を含め調停条項を作成する能力も必要とされると考える。（[ ] 地裁）
- ・ コミュニケーション能力、争点を見極める能力、法的観点から事件の見通しをつける能力、調停条項作成能力、調整する能力、時間を管理する能力が必要であると考えている。（[ ] 地裁）
- ・ 事前評議において裁判官から紛争の争点についてレクチャーを受けることで、争点を見極める能力が高まっていると感じており、非常にありがたく思っている。（[ ] 地裁）
- ・ 調停委員会がベストな解決策だと考えている一方で当事者の説得が難しい場面や、当事者が遠隔地で成立させられない場合、決定が出れば異議申立てしない旨の書面が出ている場合などは、適切なタイミングで 17 条決定を行うことも必要であると考えている。（[ ] 地裁、[ ] 地裁）

「専門性のあるスキル又は知識を持つ調停委員の活用について」

- ・ 地方の実情として、調停件数が少なく調停委員の技能の積み上げが難しいことや、高い専門的スキル又は知識が要求される調停事件に対応できる調停委員が少ない又はないといった問題がある。ウェブ等を用いて、専門的スキル又は知識を持った調停委員が、他支部の調停事件も担当できるような制度作りを御検討いただきたい。（[ ] 地裁）
- ・ 裁判所が、各調停事件の特性に合わせる形で専門的スキル又は知識を持った調停委員を組み合わせて指定しており、その点は非常にありがた

いと感じている。 (■地裁)

- ・ 話の概要を掴むことに苦労する当事者がいる場合や、医療事故が絡む調停などは、医師の方に調停委員に入っていただく必要性を感じている。

(■地裁)

- ・ 医療過誤や建築関係の調停については、専門的知識を要し、かつ争点が複雑であるケースが多いが、気軽に調停を申し立てている事件もあり、そういう調停は非常に難しいと日々感じている。 (■地裁)
- ・ 時代の変化の中で、多様な分野で専門知が求められていることは事実であり、調停委員についても多様なところから給源を探していくかなければならぬと考える。調停委員が多様化していくことで、調停委員の中でのOJTもより充実していくのではないか。 (■地裁)

## 2 協議問題2について

「数に限りがある調停事件を調停委員の研鑽に効果的に生かすための方策について」

- ・ 調停事件数が絶対的に少ない地方においては、OJTをケーススタディ等で補っていく必要があり、今後、そのケーススタディ等をどういった形で行っていくかが課題であると考えている。また、評議や書記官との打合せ等の様々な機会を効果的に利用し、各調停委員の練度を高めていける、一石何鳥にもなるような工夫も必要ではないかと考えている。

(■地裁)

- ・ 純粋なOJTが難しい中で、研修の中でベテラン調停委員に経験談を話してもらい、疑似体験をしてもらえるような企画を考えている。また、終局した事件の振り返りを行い、それを蓄積していく方法が有効ではないかと考えており、今後何かの形で行っていけたらと考えている。 (■地裁)

- ・ 一つの事件に、3人又は4人の調停委員が入ることができれば、調停

委員の効果的な学習になるのではないか。 (■地裁・■地裁)

- 特に独立簡裁は、庁によっては1年に1件も調停が係属しないような現状であり、OJTの実施が大変厳しいと感じている。そういった庁（独立簡裁）に対しては、調停協会が主催するOJT的な研修機会に積極的に参加してもらうようにしたいと考えている。 (■地裁)
- 調停協会が主催する研修には、管内の簡裁（独立簡裁も含む）にも声掛けを行うようにしているが、旅費・日当の問題もあり、実際に来ていただける機会は少ないという実感である。 (■地裁)

#### 「OJTの実施要領について」

- 実施要領の作成に当たっては、作ることが目的になつてはならないと感じている。また、実施要領があることで、「振り返りの際にこれを書かなければならぬ」など、調停委員の負担が増えることも避けたい。今、実際に運用している姿を文書に落とし込み、それを修正していくというやり方での作成が望ましいのではないかと考えている。 (■地裁)

#### (裁判官のコメント)

- 民事調停が紛争解決手続である以上は、その紛争や紛争の当事者の変容に対応していく必要があるし、そのための努力を続けていかなければならないと考えている。
- 「傾聴能力」をはじめとする調停委員に求められる技能については、長年の経験を持たれている調停委員には身に付けていただいているものと感じており、同時にこういった能力を次の世代の調停委員に継承していく必要性を感じている。
- 小規模庁、独立簡裁などの事件数の少ない庁でのOJTは特に苦労があるのではないかと感じている。研修を、OJTを補完するものとして捉えた上で、研修で得た知識を所属庁に還元することが非常に大事ではないかと考えており、裁判所としても、研修やOJTには積極的に協力

していきたい。

- 各庁において、工夫されている点、苦労している点を聞くことができ、非常に勉強になった。調停運営や制度自体も、柔軟に変化していく必要があると感じている。

## 第2 家事関係問題

### 1 協議問題1について

「各庁における具体的取組及びそれに対する調停委員の受け止めについて」

- 全件事前評議を行っている支部もあるところ、評議までの資料の閲読時間が足りないときもあるが、調停委員にはおおむね好評である。（■家裁）
- 月に1度、裁判所側と調停協会役員とで、調停充実のための課題や運営改善について協議する場を設けている。当事者にとって何がいいのかという利用者目線を取り入れていく必要があるという認識を共有し、調停の時間設定（90分枠、あるいは午後に2枠などとすること）や同席調停を積極的に取り入れることについて、議論を重ねているところである。（■家裁）
- 調停の時間設定については、120分枠を目安として進めており、おおむねその範囲で期日は終了している。評議については、全件中間評議を行っており、裁判官からのアドバイスなどもあり方向性がまとまりやすくうまく回っている印象である。評議のために当事者を待たせる場面もあるものの、説明を尽くすよう心掛けており、トラブルは今のところ聞いていない。（■家裁）
- 調停の時間設定については、120分（30分ずつを2往復）を目標としているが、超えてしまうこともある。当事者へ時間設定について丁寧に説明するなどの対策をとっている。また、全件事前評議及び中間評議を行っており、評議や裁判官等から示されるメモ、コメント等によっ

て事件の整理ができ、時間配分にも役立っていると感じている。 (■家裁)

- ・ 1期日2時間の枠について、当事者にきちんと説明しつつ、限られた枠の中でも当事者に対する共感と是認を意識するようにしている。評議については、事前、中間、事後全て希望すれば行えている。 (■家裁)
- ・ 期日の時間枠等の制度的な問題について、裁判所側と協議できる場が頻繁に設けられていることから、裁判所側への要望等を言いやすい体制となっている。また、評議についても、事前評議・中間評議ともにうまく回っていると感じている。 (■家裁)

「取組の推進のために調停委員が果たすべき役割について」

- ・ 30分という限られた時間を有効に使い、申立書に書いていない部分を傾聴により聞き出し、読み解き、具現化していくことが必要であると感じている。また、初回はじっくりと聞くが、2回目以降は、争点を絞った上で、同席調停も視野に入れながら、裁判官に登場していただくタイミングを見極めつつ調停を進行することが「メリハリのある調停」を実現する上で重要であると考えている。 (■家裁)
- ・ 当事者に対し、調停の進行状況を常に説明し手続を透明化させることが重要であると感じている。特に、当事者に対し中間評議等のための待ち時間を説明するに当たり、「評議メモ」（当事者に評議を行うことを伝えた時刻・評議を裁判官に求めた時刻・当事者の差支え時刻等を記載するもの）を活用しており、説明が円滑に行えていると感じている。

(■家裁)

「ウェブを利用した調停に対する受け止めについて」

- ・ 模擬ウェブ調停への参加が、イメージ作りに大変役立った。 (■家裁)
- ・ ウェブ会議による調停を経験した調停委員によれば、機器の操作は簡

單で、鮮明な画像で当事者の顔が見え非常にやりやすかったとのことであった。事前に制度説明や機器操作体験会、マニュアル作成をしていただけ、不安はほとんどない状態である。（■家裁）

（裁判官のコメント）

- メリハリのある調停運営のための各庁における様々な工夫例を聞くことができ、また一方で傾聴も忘れず、紛争の本質を見極め解決につなげておられる調停委員の方々の姿勢は、今後の調停運営のために非常に役に立つものであった。